

令和 4 年 2 月 22 日
公益社団法人日本農業法人協会

農業現場における現状について

1. 外国人技能実習生の現状について

(1) 日本農業法人協会として監理している実習生の状況（2 / 15 時点）

ア. 実習実施者（受入企業） 78 社

イ. 実習生 315 名 (号数別)

① 1 号 0 名

② 2 号 241 名

③ 3 号 74 名

ウ. 実習生 315 名 (受入国別)

① インドネシア 113 名

② タイ 76 名

③ ベトナム 72 名

④ 中国 53 名

⑤ フィリピン 1 名

(2) コロナ禍における農業現場の現状について（2 / 15 時点）

ア. 入国出来ていない実習生 85 名

※新規入国に対し入国制限があるため、技能実習生 1 号を中心に待機中となっている。

イ. 農業現場の現状について

① 1 号実習生の加入がない為、特定活動および特定技能による人材確保に努めている。ただし、帰国に関しては制限がないため、減少傾向に歯止めがかからず、外国人材を受け入れている農業現場では、タイトな状況となっている。

② 春先よりの植付け作業等に人材手配の目途がたたないことから、作付(面積)計画を下方修正させるなど、影響が大きく出る見込みとなっている。

ウ. 課題等

- ・ コロナ禍の影響で入国遅れが発生したため、既存の技能実習生との雇用サイクルに大幅なズレが生じている。

《新たな実習生の 3 月入国予定が 10 月となった。1 号の採用枠が一定の為、3 月に必要な 1 号実習生を確保したくとも、期間が被ってしまうことから、採用が不可能となってしまう。そうすると 10 月に新たな採用することとな

り、このズレを補正することが不可能となってしまう。》

2. 特定技能制度への移行について

①監理団体が関与しない在留資格の変更等について

技能実習から特定活動（特定技能）への移行について、監理団体や実習実施者が関与せず、第三者の登録支援機関等により在留資格の変更が行われることがある。

例えば、実習実施者のもとで引き続き3号や特定技能として雇用を継続する予定であった場合や、実習終了後帰国する予定で準備を進めていた場合、また勝手に実習期間を短縮させるような申請等は、実習実施者や監理団体に著しい損害を与える行為である。

そのため、監理団体や実習実施者が関与せずに、在留資格の変更等の申請を行う際は、実習実施者・監理団体の同意書等の提出を義務化すべき。

また、実習生個人の事情で進路を変更した際は、在留資格の変更や帰国準備でそれまでに要した費用（申請手数料や飛行機代のキャンセル料等）については、実習生本人もしくは実習生の新たな特定技能所属機関等に請求できるようにすべき。

②不正なブローカーの排除

技能実習生に対し、特定技能での就職先を紹介するというスカウト行為が著しく増加している。また、実習実施者に対しても、特定技能外国人を紹介するという業者からの営業が著しく増加している。

有料職業紹介事業等の正規の資格を持って、これらを行っている場合は問題ないが、そうでない業者（個人含む）も多いと推定される。とくに、技能実習生の場合、該当者が正規の業者かそうでないかの判断をつけるのは難しい。とくに、実習生から紹介料として費用を徴収している業者も存在する。

これから、技能実習から特定技能への移行が増加することが見込まれる中、無用な混乱・トラブルを避けるためにも、不正ブローカーの排除の仕組み構築が急務と考える。

③監理責任の移行

帰国困難や特定技能への移行を前提に特定活動に移行した実習生が、自ら就職活動等を行い、実習実施者や監理団体と関係の無い法人等に就職する場合、雇用契約等を締結した時点で（特定技能への移行申請前であっても）、監理責任を特定技能所属機関予定者もしくは登録支援機関予定者に移行できるようにすべき。

以 上

特定技能制度にかかる意見交換資料

令和 4 年 2 月
JA 全中 営農・担い手支援部

1. 制度面での課題

- ①業務に必要な日本語能力の評価方法の変更
(「日本語能力試験 N4 以上」の N5 以上への緩和など)
- ②特定技能制度と労働者派遣制度の齟齬の解消
 - ・ 抵触日から 3 年、離職から 1 年の元雇用主への派遣禁止
 - ・ 在留資格は上限 5 年である一方で、同じ派遣先には 3 年を超えて派遣禁止
- ③異なる人材派遣会社による産地間連携の円滑化
(委託契約を結ぶ等で、それぞれの派遣会社が支援を行えるようにする等)
※現行では、派遣法に基づき事業所・責任者の設置が必要
- ④畜産の技能実習を行った者が耕種の特定技能を行う等、技能実習から特定技能への移行時の職種のたすき掛けを可能とする緩和
＜耕種（技能実習）→畜産（特定技能）／畜産（技能実習）→耕種（技能実習）＞

2. 運用面での課題

- ①賃金格差による競争懸念
- ②失踪対策（SNS のモニタリングなど不法就労・不法滞在の取り締まり強化／トラブルになりやすい要因分析に基づき日本の労働法制・税制等について分かりやすく解説した資料を国が作成するなど）
- ③宿泊地の確保が困難
- ④待機及び送迎のコスト負担が課題
- ⑤転職にかかる課題
 - ・ 悪質なブローカーの介入リスクがあり、総合窓口やガイドラインがあると良い
 - ・ 産地間連携を円滑にするための転職の手続きを整理した手引きがあると良い
- ⑥国によって諸ルールが異なるので煩雑
 - ・ 技能実習から特定技能に切り替える際の推薦状の要否
 - ・ 各国の入国や帰国に関する諸ルールのウェブサイト等での一元化

3. コロナ対策

- ①渡航費や待機費などの負担
- ②水際対策の諸要件（申請時期の段階的対応の緩和など）

以上

○農業分野における特定技能外国人の受入れ状況について（令和４年１月３１日現在）

地域	都道府県	受入れ機関数	受入れ人数	受入れ先人数	地域別
北海道	北海道	309	492	501	501
東北	青森県	25	41	42	116
	岩手県	14	15	15	
	宮城県	6	18	20	
	秋田県	1	1	1	
	山形県	2	3	4	
	福島県	17	35	34	
関東	茨城県	451	717	720	1,865
	栃木県	47	100	106	
	群馬県	91	144	145	
	埼玉県	45	80	80	
	千葉県	200	332	342	
	神奈川県	9	21	15	
	東京都	6	123	107	
	山梨県	6	29	38	
	長野県	144	236	224	
	静岡県	33	78	88	
北陸	新潟県	3	14	16	23
	富山県	3	3	5	
	石川県	1	1	1	
	福井県	1	1	1	
東海	岐阜県	13	33	38	277
	愛知県	144	201	195	
	三重県	27	39	44	
近畿	滋賀県	9	15	15	144
	京都府	10	18	19	
	大阪府	11	25	19	
	兵庫県	36	62	72	
	奈良県	3	7	9	
	和歌山県	8	10	10	
中国四国	鳥取県	1	3	3	446
	島根県	10	12	12	
	岡山県	10	58	15	
	広島県	28	58	60	
	山口県	6	7	7	
	徳島県	61	80	81	
	香川県	70	114	116	
	愛媛県	20	26	29	
	高知県	78	123	123	
九州	福岡県	134	203	203	1,074
	佐賀県	14	21	22	
	長崎県	74	141	141	
	熊本県	275	431	432	
	大分県	56	100	100	
	宮崎県	32	56	56	
	鹿児島県	67	119	120	
沖縄	沖縄県	44	87	87	87
合計		2,655	4,533	4,533	4,533

○各都道府県における受入れ先人数の詳細について（令和４年１月３１日現在）

都道府県	種別	中国	ベトナム	フィリピン	インドネシア	カンボジア	タイ	ミャンマー	モンゴル	スリランカ	ラオス	ネパール	ウズベキスタン	台湾	ブラジル	小計	合計
北海道	耕種	31	113	1	20	8	0	2	0	0	0	3	0	0	0	178	501
	畜産	47	242	14	6	0	6	1	1	2	0	1	0	3	0	323	
青森県	耕種	14	19	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	36	42
	畜産	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
岩手県	耕種	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	15
	畜産	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
宮城県	耕種	0	1	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	5	20
	畜産	0	13	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	
秋田県	耕種	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	畜産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山形県	耕種	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
	畜産	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
福島県	耕種	4	9	0	2	0	1	2	0	0	0	3	0	0	0	21	34
	畜産	0	11	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	
茨城県	耕種	58	194	3	224	50	37	9	0	8	10	2	0	0	0	595	720
	畜産	5	19	1	88	1	9	0	0	2	0	0	0	0	0	125	
栃木県	耕種	7	70	0	3	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	86	106
	畜産	1	10	0	5	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	20	
群馬県	耕種	9	29	21	34	0	8	3	0	1	2	1	0	0	0	108	145
	畜産	0	24	3	9	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	37	
埼玉県	耕種	8	23	0	8	21	0	2	0	0	0	0	1	0	0	63	80
	畜産	1	11	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	17	
千葉県	耕種	36	92	3	19	6	75	2	5	3	0	1	0	0	0	242	342
	畜産	3	48	26	5	0	12	4	0	2	0	0	0	0	0	100	
神奈川県	耕種	0	12	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	13	15
	畜産	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
東京都	耕種	0	39	0	0	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	107	107
	畜産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山梨県	耕種	0	22	0	2	4	0	5	3	0	0	1	0	0	0	37	38
	畜産	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
長野県	耕種	24	84	27	50	8	8	0	0	3	0	0	0	0	0	204	224
	畜産	3	3	11	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	20	

都道府県	種別	中国	ベトナム	フィリピン	インドネシア	カンボジア	タイ	ミャンマー	モンゴル	スリランカ	ラオス	ネパール	ウズベキ スタン	台湾	ブラジル	小計	合計
静岡県	耕種	4	30	1	14	18	6	0	1	0	0	0	0	0	0	74	88
	畜産	1	10	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	14	
新潟県	耕種	0	11	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	12	16
	畜産	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
富山県	耕種	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5
	畜産	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
石川県	耕種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	畜産	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
福井県	耕種	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	畜産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岐阜県	耕種	15	9	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	38
	畜産	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
愛知県	耕種	20	88	17	15	14	5	5	0	1	0	0	0	0	0	165	195
	畜産	6	18	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	30	
三重県	耕種	7	7	0	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	19	44
	畜産	1	17	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	
滋賀県	耕種	0	3	0	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	13	15
	畜産	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
京都府	耕種	2	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	16	19
	畜産	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
大阪府	耕種	0	6	0	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	19
	畜産	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
兵庫県	耕種	2	39	5	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	72
	畜産	0	11	3	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	19	
奈良県	耕種	1	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9
	畜産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
和歌山県	耕種	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10
	畜産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鳥取県	耕種	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	畜産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
島根県	耕種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
	畜産	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	

都道府県	種別	中国	ベトナム	フィリピン	インドネシア	カンボジア	タイ	ミャンマー	モンゴル	スリランカ	ラオス	ネパール	ウズベキ スタン	台湾	ブラジル	小計	合計
岡山県	耕種	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	15
	畜産	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
広島県	耕種	8	22	1	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	39	60
	畜産	0	15	0	0	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	21	
山口県	耕種	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7
	畜産	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
徳島県	耕種	13	49	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	81
	畜産	3	7	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	
香川県	耕種	5	25	0	10	30	5	3	0	0	10	0	0	0	0	88	116
	畜産	0	4	4	5	9	1	1	0	0	4	0	0	0	0	28	
愛媛県	耕種	0	18	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	23	29
	畜産	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
高知県	耕種	11	56	29	7	15	0	3	0	0	0	0	0	0	0	121	123
	畜産	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
福岡県	耕種	20	93	59	3	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	182	203
	畜産	0	8	7	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	21	
佐賀県	耕種	0	12	4	1	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	21	22
	畜産	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
長崎県	耕種	10	64	3	5	49	0	1	0	0	0	0	0	0	0	132	141
	畜産	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	9	
熊本県	耕種	27	167	112	11	59	12	6	0	0	0	1	0	0	0	395	432
	畜産	4	23	1	1	7	0	0	0	0	0	1	0	0	0	37	
大分県	耕種	24	37	10	3	13	0	1	1	0	0	0	0	0	0	89	100
	畜産	2	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	
宮崎県	耕種	16	17	5	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	56
	畜産	0	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	
鹿児島県	耕種	3	35	32	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	120
	畜産	2	25	9	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	
沖縄県	耕種	1	19	0	31	27	0	2	0	0	0	0	0	0	0	80	87
	畜産	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
合計	耕種	383	1,559	338	497	428	166	59	12	17	22	12	1	1	2	3,497	4,533
	畜産	93	585	115	145	21	36	21	2	8	4	2	1	3	0	1,036	

令和 4 年 2 月 22 日

特定技能制度に関するアンケート調査の結果について (令和 4 年 1 月 31 日時点)

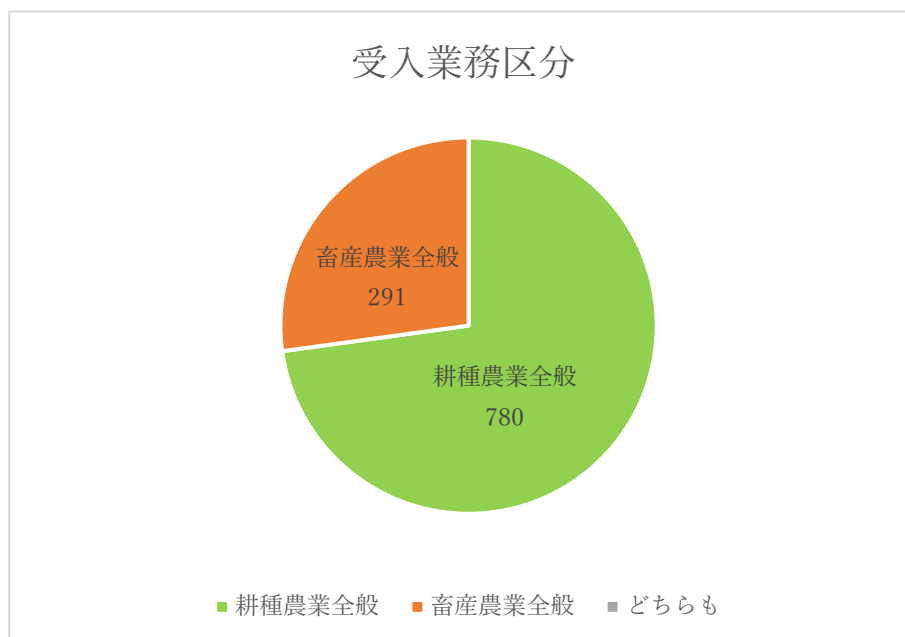
農林水産省経営局就農・女性課

○集計結果

当課では、農業特定技能協議会の加入通知書を送付する際に、特定技能制度に関するアンケート調査を実施している（調査項目は別紙参照）。令和 4 年 1 月 31 日時点で当該協議会に加入している 2,655 機関のうち、追加で回答があったものは 562 機関であり、今までで合計 1,071 機関からの回答があった。（回答率は約 4 割。）

1 特定技能所属機関（受入れ機関）に関する基礎情報について (今回外国人を受け入れた業務区分について)

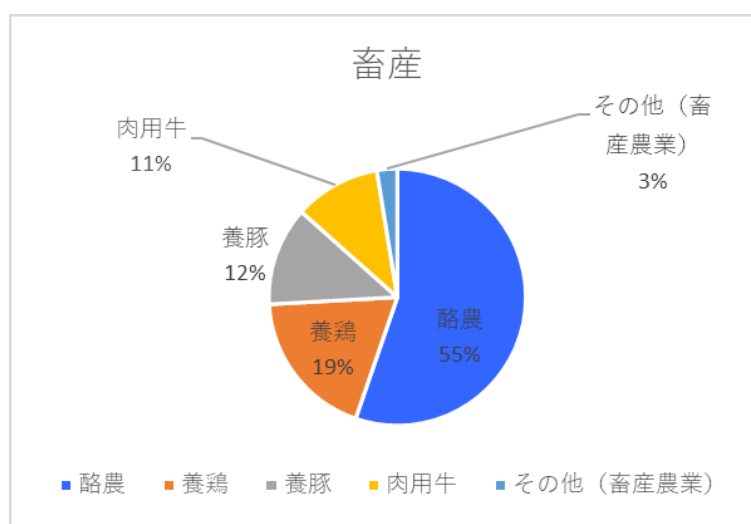
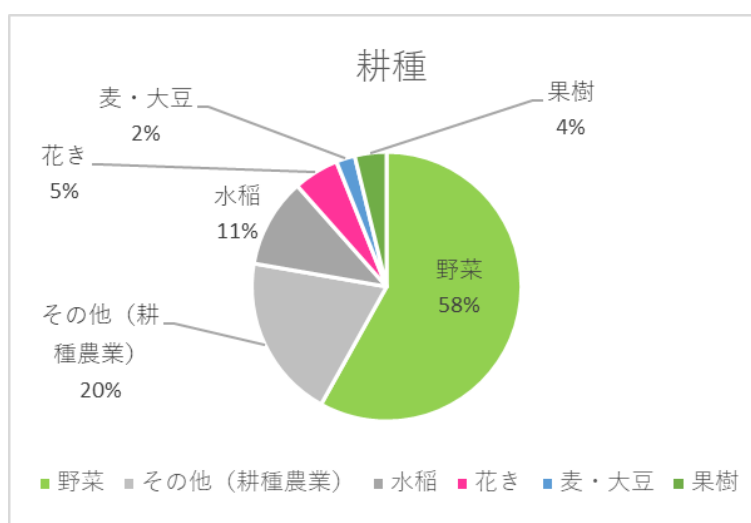
受入業務区分については、今までに回答があった 1,071 機関のうち 780 機関（約 7 割）が耕種農業全般であり、291 機関（約 3 割）が畜産農業全般で受入れを行っている。この耕種・畜産の割合は、前回集計（令和 3 年 3 月）時と大きな変化はなかった。



(現在、経営している品目)

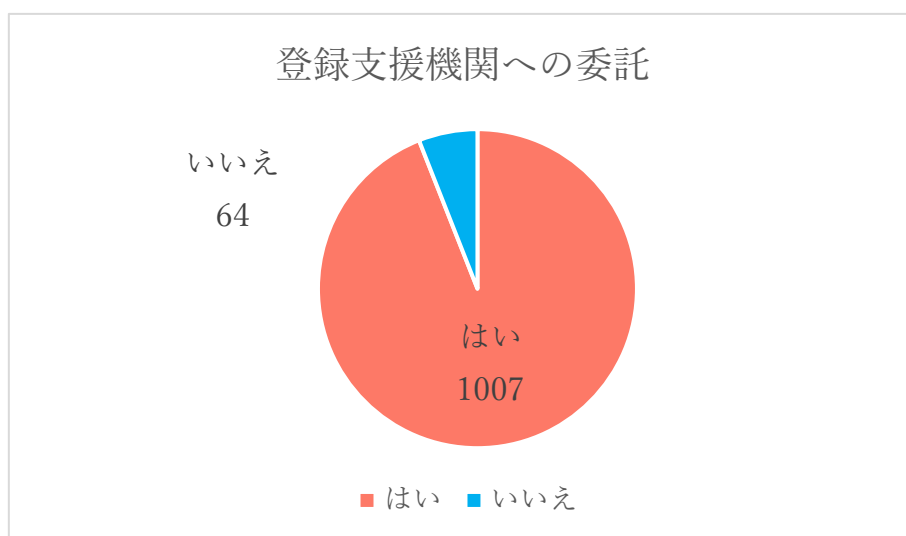
耕種農業全般については、「野菜」を経営している機関が 58%で最も多く、次いで「その他」「水稻」の順となっており、前回集計時と同様の結果となっている。なお、「その他」と回答した機関については、お茶、野菜苗、ビーツ、馬鈴薯、大葉、菌床しいたけ、甘藷、いちご、さとうきび、にんにく、ぶなしめじ、ミニトマト、小ねぎ、小豆、マッシュルーム、蒟蒻芋、きくらげ、レンコンの経営を行っている。また、畜産農業全般については、「酪農」が 55%と最も多く、次いで「養鶏」「養豚」となっており、こちらも前回集計時と同様の結果であった。

耕種農業全般の主な品目については、水稻、大根、にんじん、トマト、レタス、ネギ、水菜、メロン、いちご、甘藷、小松菜、ほうれん草、れんこん、茄子、ゴボウ等であり、畜産農業全般の主な品目については、子牛の販売、酪農、養豚、採卵鶏等となっている。

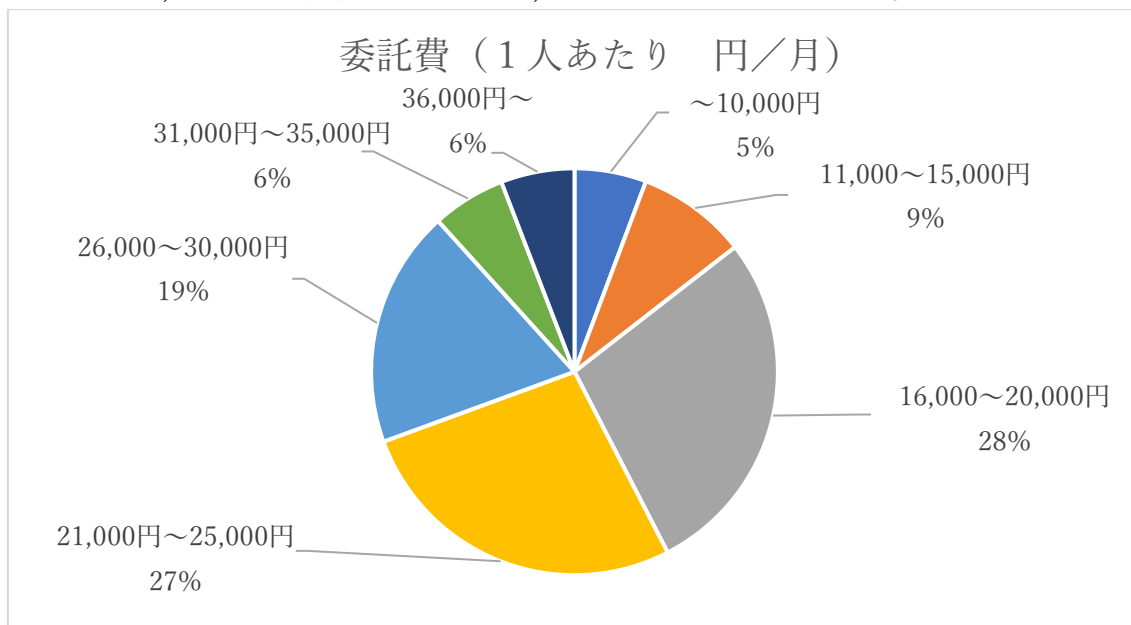


（登録支援機関への委託の有無について）

登録支援機関への支援業務委託の有無については、1,071 機関の約 9 割に当たる 1,007 機関が登録支援機関を活用している。前回集計時は 509 機関の約 9 割に当たる 472 機関が活用しているとの結果であり、登録支援機関の活用の割合は引き続き高い状況となっている。



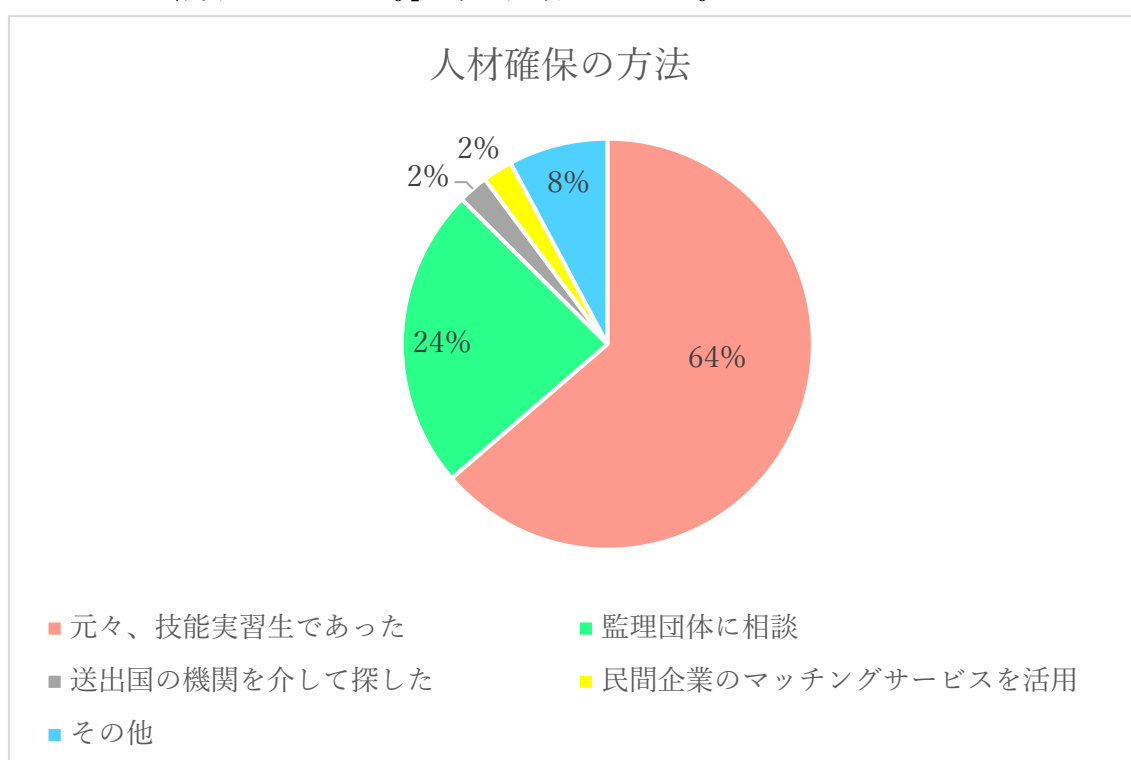
また、月々の委託費用については、下記のとおりであり、16,000 円～20,000 円が 28%と最も割合が高くなっている（前回集計時は 28%）。なお、月々の最低金額は 5,000 円で、最高金額は 40,000 円との回答があった。



登録支援機関の選定については、「技能実習の時から付き合いのある監理団体をお願いした」との回答があった一方で、「インターネットで探した」、「J Aからの紹介」、「県の広報から探した」、「技能実習受入れ先の関連会社から」、「知人の紹介」「元技能実習生からの紹介」との回答もあった。

2 受入れ実現に向けた経緯、手続、課題等について (人材確保の方法について)

外国人材を確保するにあたっては、約6割の機関が元々技能実習生として受け入れていた外国人材を改めて特定技能として受け入れていると回答しており、前回集計時（7割）と同様、引き続き高い割合となった。また、技能実習の監理団体や送出国の送出し機関に相談して、外国人材を確保している事例もある。「その他」としては、「登録支援機関のサポートにより、現地送出し機関を介して、外国人を探した。」、「実習生からの紹介」、「知人の紹介により、技能実習を修了した外国人を受け入れた」、「日本に在国している外国人のコミュニティに対して会社概要を明確にして募集した」、「他社倒産で組合から頼まれ受け入れた技能実習生が継続して働きたいと言ってきたため」「海外拠点のネットワークを活用して採用を行った」「とりわけ外国人を探していたわけではありませんでした、ハローワークに求人登録していたところ、当該ハローワークから紹介されました。」等の回答があった。



（特定技能制度を活用するに当たって苦勞した点や課題等について）

苦勞した点については、約 5 割の機関が「申請に必要な書類が多く、準備に時間がかかった。」、約 3 割の機関が「制度が複雑でわかりづらかった。」と、回答しており、前回集計時とほぼ同様の結果となっている。

技能実習制度と比較した場合、必要な書類数はむしろ若干少ない上に、受入れまでの申請主体も地方入管のみ（技能実習制度は外国人技能実習機構と地方入管の 2 段階）となっている一方、農業現場からは、依然として提出書類や手続きの簡素化を求める声が強い状況となっている。

その他苦勞した点や課題等に係る回答（自由記載）は、以下のとおり。

① 手続き関係

- ・ 送出国での特定技能制度の認知度が低く、募集に苦勞した。
- ・ 送出国内の仕組みが整備されておらず、募集やビザの発給等に手間や時間が非常にかかっている。
- ・ 税金のようにマイナンバーカードを利用して Web から手続きできるようにして欲しい。税務署その他に照会できるシステムが必要。
- ・ 入国管理局の審査期間が長く、書類作成が大変だった。
- ・ 入国後の四半期ごとの入国管理局へ届出（特定技能外国人支援計画実施状況、活動状況等）の書類作成が大変そうなので今後登録支援機関へ委託したいと思う。
- ・ 入管へ提出する必要書類の提出期限が短い
- ・ 私自身も市役所、年金事務所と本人を伴い幾度も通いました。公証人役場にも行き、もう少し簡素化していただきたいと思います。できれば、個人でもスムーズに受け入れられるように。
- ・ 申請するまでの書類等の準備には約 1 か月を要しました。
- ・ ビザの申請に当たり農業の個人事業主としての理解が、入管、その他の機関になく、雇用保険の加入や、労働保険の事業所番号など行き違いが多かった。とても時間がかかり困った。
- ・ 課税証明書や納税証明書など役場に依頼するときに、どの証明書なのか、どの期間なのか、直近 1 年分とは、わからないことばかりで苦勞した。さらに、この提出証明書で手間とお金もかかり不満である。
- ・ 四半期ごとの書類等、行政に提出する書類が多く、煩雑で、excel で提出すれば自動計算でできるため苦勞もないものをわざわざワードでの提出が求められているため、書類の準備に非常手間がかかっている。提出書類のデジタル化が全く進んでいない。提出書類のためにわざわざ書類を作成するので

はなく、普段から使えるような賃金台帳を作って、そのままデータで送信する等、作業の省略可を考えて頂きたい。

- ・ 送出国での健康診断指定項目を満たす健診機関が皆無に等しかった
- ・ 自国へ帰国した技能実習終了者を特定技能として受け入れる際に、彼の国では、わが国が求めている雇入れ時の健康診断項目全てを満たせる機関を見出すことに困難を極め、申請書類を揃える上での難題であった。

② 労働条件や生活環境関係

- ・ 給与の設定額が高く、予想以上に人件費がかかる。
- ・ 中国人を雇用しているが、実習生と特定技能では税金の免税が違うことに驚いた。特定技能の場合、かなり給料を支払いしなければ、本人の生活がたいへんだと思う。
- ・ 自宅敷地内にプレハブがあるが、住居として使用する場合は家賃は1万円程度と言われ仕方なく賃貸を探した。田舎のため物件がなかなかなく、二名の入居なのに一軒家を借りた。約6万円の家賃うち、1万円は当方で負担としたが、ムダなコストと言わざるを得ない。プレハブは実習生が住んでおり、規定の範囲内で家賃をもらっている。何故、特定はできないのか？
- ・ 技能実習制度と比べ、ルールが不透明。問題が起きたときの対処を企業が行うのか登録支援機関が行うのか明確な決まりがない。また、実習生とは違い日本人と変わらない労働条件になるので、突然会社に来なくなった場合など決して少なくない金額で受け入れているので、そういった場合に対する企業への負担など多くの問題点があると思います。
- ・ 労働者である以上所得税・地方税の徴収は当然だが、技能実習生が租税条約で免除されていることから手取り収入を同等以上にするためには賃金水準を当初の見込みに比べ高くする必要があった。

③ 登録支援機関関係

- ・ 登録支援機関がガイダンス、書類作成を行ってくれたので比較的楽だった。
- ・ 登録支援機関が詳しく説明してくれたのでわかりやすかった。信頼できる登録支援機関に出会えて安心できた。
- ・ どの支援機関も毎月の支援費が高すぎるように感じる。手続き内容が大変で支援機関に頼まざるをえない。
- ・ 書類作成や申請対応等については登録支援機関に全て委託しているため、弊社としては多くの苦労はなく、非常に助かっている。

④ コロナ関係

- ・新型コロナウイルスの影響で、入国まで時間とコストがかかりました。
- ・特にないが、コロナの影響により外国人実習生の帰国や入国に苦労している。
- ・コロナの影響で、国際便が欠航したため入国日が不明であり、受入準備(アパートの契約時期等)に苦労した。
- ・新型コロナの影響により、当初予定していた採用時期より大幅に遅れた。

⑤ その他

- ・今回の制度は「畜産農業全般」というくくりで制度設計をされたので非常に良かった。

以上